

答申第 2 6 5 号（諮問第 2 7 9 号）

「群馬県警職員（以下「甲」という）が、地方自治法も行政手続法も無視していい・またはしなくてはならない、及び甲は、クリーニング屋・ファーストフード店・病院・郵便局等（以下「乙ら」という）と不法・不当に結託していい・またはしなくてはならない、さらにそれによって乙らの利用者である反社会的勢力ではない一般市民（以下「丙」という）の業務妨害・犯罪の捏造を甲がしていい、またはしなくてはならない、その上、甲は憲法で定められている法の下での平等を無視し、丙の甲に対する出動要請はぐずるくせに、乙らの甲の要請ばかり迅速に出動に応じ、そのたびに憲法 1 1 ・ 1 3 条違反をして甲が丙に一方的に大声を出したり等の失礼な態度をとっていい・とらなければならない、しかもその際乙らの正当な理由のない（丙の乙らへの目的外侵入説も成立しない・乙らが丙の正当な業務を拒否したいただけ等）退去命令に丙が従わなければ、甲は職権濫用をしてまで、丙を乙らから追い返していい・追い返さなければならない、それに丙が応じなければ、違法逮捕を甲が丙にしてよい・またはしなくてはならない、という内容。」の公文書不開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、令和6年6月11日付けで、「群馬県警職員（以下「甲」という）が、地方自治法も行政手続法も無視していい・またはしなくてはならない、及び甲は、クリーニング屋・ファーストフード店・病院・郵便局等（以下「乙ら」という）と不法・不当に結託していい・またはしなくてはならない、さらにそれによって乙らの利用者である反社会的勢力ではない一般市民（以下「丙」という）の業務妨害・犯罪の捏造を甲がしていい、またはしなくてはならない、その上、甲は憲法で定められている法の下での平等を無視し、丙の甲に対する出動要請はぐずるくせに、乙らの甲の要請ばかり迅速に出動に応じ、そのたびに憲法11・13条違反をして甲が丙に一方的に大声を出したり等の失礼な態度をとっていい・とらなければならない、しかもその際乙らの正当な理由のない（丙の乙らへの目的外侵入説も成立しない・乙らが丙の正当な業務を拒否したいだけ等）退去命令に丙が従わなければ、甲は職権濫用をしてまで、丙を乙らから追い返していい・追い返さなければならない、それに丙が応じなければ、違法逮捕を甲が丙にしてよい・またはしなくてはならない、という内容。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和6年6月14日付けで公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成も取得もしていないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として令和6年7月19日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項におい

て読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和7年7月22日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和7年8月5日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

原処分は群馬県警職員の職権濫用等の刑法犯・怠業・警察法違反・憲法違反・地方公務員法違反・内規違反・判例違反等を隠蔽するものであるため。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

（ア）主催者からして、行政手続法を無視している。市民応接も温容を持って当たるとなっているのに、主催者がこれでは話にならない。

（イ）とにかく、実態を見ると、クリーニング屋や病院は例に過ぎず、いろいろ結託して不開示になってしまう。私は反社でもなくテロリストでもない。

（ウ）何回やらせれば気が済むのか。負けても負けてもひっくり返そうとする。警視庁には、性犯罪しか警戒していなかった。まさか脅迫でやられるとは思わなかった。弁護士に「認めれば不起訴だから。」と言われたがな。

だからといって、主催者もやっていることだ。こうしてやっているのだから、文書があるはずだ。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 決定の理由

ア 請求内容の解釈

実施機関では、請求人が本件請求により開示を求めている文書を「実施機関の職員が、地方自治法や行政手続法違反をすること、民間業者と不法・不当に結託すること、一般市民への業務妨害・犯罪の捏造をすること、憲法違反となる対応や言動をすること及び職権濫用や違法逮捕をすることを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

なお、実施機関では、審査請求人との通話により、請求内容について刑法や刑事訴訟法は対象文書に含まれないことを確認している。

イ 本件決定の理由

実施機関では、警察法（昭和29年法律第162号）第2条第2項の「警察の責務」及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条の「法令及び上司の職務上の命令に従う義務」等を受けて、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「服務訓令」という。）第6条第9号に、「職員の遵守事項」として「職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用しないこと」「職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の公正が疑われるような方法で交際しないこと」「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持ってあたること」と規定している。

そのため、実施機関において、「実施機関の職員が、地方自治法や行政手続法違反をすること、民間業者と不法・不当に結託すること、一般市民への業務妨害・犯罪の捏造をすること、憲法違反となる対応や言動をすること及び職権濫用や違法逮捕をすることを是認する内容が記載されている公文書」は、憲法等の各種法令、上記規定にも相反するため、作成も取得もしていないことは明白である。

(2) 請求人の主張に対する検討

請求人は、本件審査請求において、「原処分は群馬県職員の職権濫用等の刑法犯・怠業・警察法違反・憲法違反・地方公務員法違反・内規違反・判例違反等を隠蔽するものである」、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」旨を主張する。

しかし、実施機関では、前述のとおり、請求内容に該当する公文書を作成も取得もしていないため、本件決定を行ったものであり、職権濫用や法令違反等を隠蔽するために行ったものではない。

したがって、該当する公文書の存在を前提とした、請求人の前記主張は容

認できない。

請求人によるその余の主張についても、本件処分を取り消し又は変更させるものではない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求に係る公文書の存否について）

- (1) 請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、服務訓令の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成も取得もすることはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

- (2) 本件請求の記載内容から実施機関において「実施機関の職員が、地方自治法や行政手続法違反をすること、民間業者と不法・不当に結託すること、一般市民への業務妨害・犯罪の捏造をすること、憲法違反となる対応や言動をすること及び職権濫用や違法逮捕をすること（以下「請求書記載の各不適切行為」という。）」を是認する内容が記載されている公文書を求めていると解したことは妥当である。
- (3) 本審査会において服務訓令を確認したところ、同訓令は実施機関の職員の服務、職務倫理等に関し必要な事項を定めたものであり、実施機関の主張のとおり同訓令第6条第2号、第5号及び第9号において「職務の遂行に当たっては、法令、条例、規則及び上司の職務上の命令を厳守し、その権限を濫用しないこと」「職務に支障を及ぼすおそれがあると認められる金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待を受け、又は職務に利害関係を有する者と職務の構成が疑われるような方法で交際しないこと」「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たること」と規定されていることが認められた。また、一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条の規定により、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負い、さらに、同法第33条の規定により信用失墜行為が禁止されている。
- (4) これらの規定に照らすと、実施機関の職員は、法令及び服務訓令を遵守しなければならない立場にあるところ、実施機関の職員が、請求書記載の各不適切行為を行うことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。そうすると、本件請求に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

(5) したがって、本件請求に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

3 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7 年 8 月 5 日	諮問
令和 7 年 1 2 月 9 日 (第 1 0 8 回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 8 年 2 月 1 7 日 (第 1 0 9 回 第二部会)	審議
令和 8 年 9 月 1 4 日	答申